世子尚賢の、 ねて都通事王克善等を遣わす執照(一六四三、三、一) 崇禎十五年の進貢船のうちの一隻の消息をたず

収執して前去せしむ。 等の因あり。 四号半印勘合執照を給し、原遣等の官の都通事王克善等に付与し、 に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第五十 前往し、 水梢を率領し、 方物を解運して天朝に前赴し進貢せしめ去後りて、都通事阮士元、 を得しむる毋れ。 去処の験実に遇わば、 隻に坐駕するも、 隻に坐駕して帰国す。 照得するに、 琉球国中山王世子尚 安否を告探せしむ、 此の為に特に都通事・導同の使者等の官を遣わし、 土造の快船一隻を駕し、福建等処承宣布政使司に 崇禎十五年 (一六四二) 三月内、 須らく執照に到るべき者なり。 未だ人船の回聞を獲ず。合行に遣探すべし、 公幹に往廻するの沿途、如し経過の関津の 即便に放行し、稽延し遅悞して便ならざる (賢)、 貢船の帰国を告探する事の為にす。 京より回る正議大夫鄭藩献・使者金是宝 等の因あり。此れに拠り理として合 船 一隻を遣わし、

計開

都通事 員 王克善 人伴五名

擬するに合に進貢すべし。

此の為に特に正議大夫・使者・都通事

表・箋・咨文各一通を齎捧せしむ。

等の官の金応元等を遣わし、

使者一員 毛啓元 人伴二名

通事一 管船直庫一名 員 鄭思善 二郎 人伴二名

梢水四十名

右の執照は都通事王克善・通事鄭思善等に付し、 此れに准

ぜしむ

崇禎十六年 (一六四三) 三月初一日給す

執照

(1) 仁字第五十四号 〔二六-三二〕に同番号があり、何らかの誤

注

1-33-25

世子尚賢の、 進貢のため正議大夫金応元等を遣わす執照

琉球国中山王世子尚 (賢)、 進貢の事の為にす。 (一六四四、二、二八)

を奉ず。 為に欽依内の事理を奉じ、遵守して奉行せよ、等の因あり。 るに、三年両次に朝貢せよ、 案照するに、崇禎七年(一六三四)十一月十九日、 査して案照するに、 崇禎十七年は歳に循い期に及びて、 とあり。 此れを欽み、 欽遵す。 聖旨を奉ず 此の 此